

# 日本医師会雑誌

## 投稿規定

昭和62年5月改訂  
平成4年3月改訂  
平成11年7月改訂  
平成17年2月改訂  
平成17年9月改訂  
平成17年11月改訂  
平成21年2月改訂  
平成24年1月改訂  
平成29年1月改訂  
平成30年1月改訂  
令和元年10月改訂

### 1. 投稿資格

本誌への投稿の第一執筆者 (first author) は、原則として日本医師会会員または日本医学学会分科会会員の医師とします。

### 2. 投稿原稿の種類および内容、枚数

投稿は日本医師会会員の生涯教育に資する内容であること、かつ、未発表のものに限ります。誓約書に記載・捺印のうえ、原稿に添付してお送りください。

受け付ける原稿は下記のとおりです。どの種類での応募か明記してください。

- (1) 原著
  - ・科学的妥当性の高い方法で得られた新しい知見であること
  - ・「はじめに」「目的」「方法」「結果」「考察」「おわりに」などの項目に分けて記述すること
  - ・本文は図表を含め8,000字(400字詰20枚)以内(図表は1点600字で換算。要旨、文献は除く)
  - ・文献は20編まで
- (2) 総説
  - ・医学的課題あるいは医療的課題についての総括的論述
  - ・本文は図表を含め8,000字(400字詰20枚)以内(図表は1点600字で換算。要旨、文献は除く)
  - ・文献は20編まで
- (3) 報告(調査、症例、学会)
  - ・医学医療の分野における重要な調査報告、興味深い重要な臨床症例の報告、学会等の報告
  - ・本文は図表を含め4,000字(400字詰10枚)以内(図表は1点600字で換算。要旨、文献は除く)
  - ・文献は10編まで
- (4) 編集者への手紙
  - ・本誌に掲載された論文に対する意見や医学上・医療上の重要なトピックスについて

ての意見など、編集者へ伝えたいこと  
・600字以内、文献は3編まで。要旨は不要

### 3. 投稿原稿の倫理

- (1) 本誌への投稿論文における研究については、文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を遵守しているかについて、添付の『日本医師会雑誌』論文投稿に当たって一人を対象とする医学系研究における倫理審査について」を参照のうえ、指針確認用紙を提出してください。
- (2) 動物実験の場合には施設のガイドラインに準拠していることを論文中に明記してください。
- (3) 論文の内容は、外科関連学会協議会「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」を遵守している旨をタイトルページに明確に記載してください。
- (4) 投稿に当たって、「日本医学学会 COI 管理ガイドライン」に基づき、利益相反に関して論文の末尾(文献の前)に記載するとともに、自己申告による COI 報告書を提出してください。報告書の内容は論文の採否には影響しません。

### 4. 読者対象について

読者対象は日本医師会会員で、臨床医師が大半であり、開業医師と病院・大学病院などの勤務医師が約半数ずつです。多くは内科医ですが、全科の医師が含まれます。したがって、読者をご執筆分野の専門家とは限りませんので、この点に十分ご留意ください。

### 5. 投稿原稿の審査

- (1) 投稿された原稿は学術企画委員会が指名した複数の査読者によって慎重かつ厳正に審査されます。その結果は、同委員会においてさらに審査し、採否が決定されます。審査の結果、加筆や訂正等をお願いするこ

とがあります。

(2) 審査の結果は、投稿者にお知らせします。

## 6. 投稿原稿の返却

原則として返却いたしません。お手元に控え用のコピーをお取りください。

## 7. 執筆の方法

### タイトルページ

原稿第1ページに、①投稿資格、②投稿原稿の種類、③表題、④著者全員の氏名・読みがな、⑤所属施設・役職、⑥外科関連学会協議会「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」の遵守について(投稿規定3.(3)参照)、⑦連絡先(校正および別刷請求の責任者)の氏名、住所、電話、FAX、E-mailを明記してください。

### 要旨・キーワード

原稿第2ページに、和文要旨(400字以内)とキーワード(日本語4語以内)を記載してください。

### 本文

(1) A4判、横書きで1枚400字詰(20字×20行)とします。医学用語以外は常用漢字、新送りがな、現代かなづかいを用いた「である」調の文章とします。

(2) 適宜見出しを付けてください。その際、大見出し(章)、中見出し(節)、小見出し(項)の区別を明確にしてください。

[例] III. 治療成績 (章)

1. 抗腫瘍効果について (節)

(1) 肝細胞癌に対して (項)

数字の番号付けも上記例を参考にしてください。

(3) 医学用語は、原則として『日本医学会医学用語辞典』(日本医学会医学用語管理委員会編、南山堂刊)に従ってください。

(4) 医薬品名は原則として一般名で書き、必要に応じて商品名に®を付して( )内に示してください。

(5) 外国の地名、人名、物質名、薬品名などの語句は、できるだけ日本語(カタカナ)で表記し、必要に応じて原語(小文字、固有名詞およびドイツ語の名詞の頭文字は大文字)を併記してください。

(6) 欧語は、英語を主体とします。

(7) 略語は慣用されているもの以外はできるだけ避けてください。使用する場合は、初出にスペルアウトおよび日本語訳を付けてください。

[例] HLA (human leukocyte antigen : ヒト白血球抗原)

(8) 特殊な専門用語は、脚注などの形で説明を付けてください。

(9) 数字は算用数字(1, 2, 3)、数量はm, cm, mm, kg, g, mg, 分, 秒, mL, kcal, °Cなどの単位を用いてください。

### 図および表

(1) 図表は、別紙に1枚ずつ貼り付け、それぞれ掲載順に、図1、表1のように一連番号と表題を付けてください(図と写真の区別はしていません)。

(2) 図表は、視覚的な効果を念頭において作成してください(白黒印刷)。

(3) 図表の中の欧語はできるだけ避けて、日本語にしてください。

(4) 模式図は、執筆者のオリジナルなものを、明確に描いてください。

(5) エックス線撮影、超音波検査などの画像写真の所見を示す場合、矢印と共に簡単な説明を可能な範囲で付けてください。顕微鏡写真では必ず倍率を記入してください。

(6) 写真は印刷物などからの転用、コピーはご遠慮ください。

(7) 転載あるいは改変した図表(他書から借りる場合は転載となる場合が多いので注意)を使用する際には、原著者、出版社の許諾が必要です。同時に、その出典(文献名)を必ず明記してください。

(8) 本文中挿入すべき箇所を明記し、原稿の右欄外に付記してください。

### COI (利益相反)

COI状態について、以下の例を参考に記載してください。

[例] COI状態がある場合

[COI開示] 著者1:A製薬, B製薬

著者2:A製薬

著者3:C製薬

COI状態がない場合

[COI開示] 本論文に関して筆者(ら)

に開示すべきCOI状態はない

### 文献

(1) 文献の引用件数は投稿規定2.に従ってください。

(2) 引用文献は記載順に通し番号を付け、一括して本文の末尾に掲げ、本文中には、引用部の右肩に1)2)3)…の番号を付けてください。

(3) 雑誌の略名は、原則として、邦文誌は医学中央雑誌略名表、欧文誌はIndex Medicusに準じてください。

(4) 著者名は3名まではそのまま記載し、4名以降は「他」または“et al”として省略

してください。

(5) 記載項目ならびに順序

○雑誌の場合

著者名：論文題名. 雑誌名 発行年；巻：ページ.

Ahonkhai VL, Landesman SH, Fikrig SM, *et al* : Failure of pneumococcal vaccine in children with sickle-cell disease. *N Engl J Med* 1979 ; 301 : 26-27.

○単行本の場合

著者名：書名. (版数), 発行所, 発行所の所在地, 発行年；引用ページ.

Koch FC, Hanke ME : *Practical Methods in Biochemistry*. 2nd ed, William Willkins, Baltimore, 1948 ; 212(or 212-215).

○シリーズなど

執筆者名：執筆部分題名. 編者名, シリーズ名, 巻数, 発行所, 発行地, 発行年；引用ページ.

Kovec A : The liver and spleen. ed Bolinger RE, In *Guide to Diagnostic Imaging*, vol 1, Medical Examination Publishing Co Inc, New York, 1982 ; 123-140.

○ウェブサイトの場合

執筆者名 (編者名)：サイト名. URL (最終閲覧日)

運動器の10年・日本協会：学校での運動器検診の手引き. [http://www.bjd-jp.org/medicalexamination/guide\\_0.html](http://www.bjd-jp.org/medicalexamination/guide_0.html) (2016年8月16日閲覧)

## 8. 著者校正

著者校正は1回とします。返送の期日は厳守願います。

## 9. 別刷

50部を無料で贈呈いたします。超過分は実費でお分けしますので、必要部数(50部単位)を著者校正時に明記してください。

## 10. 著作権

本誌に掲載された論文などの著作権は日本医師会に属します。

---

### 原稿送付先・問い合わせ先

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16  
日本医師会 生涯教育課  
編集企画室  
TEL 03-3942-6488 (直通)

# 誓 約 書

年 月 日

日本医師会雑誌 学術企画委員会殿

下記投稿原稿は、その内容が過去に他の刊行物に掲載されていないこと、また、現在も掲載が予定されていない（投稿中のものも含む）ことを誓約いたします。

また、共著者全員が本誌掲載に同意していることを認めます。

論文名 \_\_\_\_\_

第一執筆者名（責任執筆者名） \_\_\_\_\_ 印

共著者名（全員を含む。署名・捺印のこと）

1 \_\_\_\_\_ 印 5 \_\_\_\_\_ 印

2 \_\_\_\_\_ 印 6 \_\_\_\_\_ 印

3 \_\_\_\_\_ 印 7 \_\_\_\_\_ 印

4 \_\_\_\_\_ 印 8 \_\_\_\_\_ 印

本誓約書を原稿に添付してください。一部コピーは執筆者が保存してください。

## 日本医師会雑誌：自己申告による COI 報告書

著者名：

\_\_\_\_\_

論文題名：

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(著者全員について、投稿時点の前の年から過去3年間および出版受理時点までの期間を対象に、発表内容に関する企業・組織または団体とのCOI状態を著者ごとに自己申告記載)

項目	該当の状況	有であれば、 著者名：企業名などの記載
①報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
②株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
③特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有・無	
④講演料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有・無	
⑤原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有・無	
⑥研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑦奨学（奨励）寄附金などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑧企業などが提供する寄附講座 実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑨旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

(本COI申告書は論文掲載後所定の期間保管されます)

(申告日)            年        月        日

Corresponding author (署名)

\_\_\_\_\_



# 『日本医師会雑誌』論文投稿に当たって 人を対象とする医学系研究における倫理審査について

日本の研究機関によって実施される、または日本国内において実施される人を対象とする医学系研究は、原則的に倫理審査委員会（施設内倫理審査委員会、もしくは都道府県医師会倫理審査委員会、日本医師会倫理審査委員会）による審査対象となります。研究開始前に倫理審査委員会に申請し、審査を受ける必要があります。

ご投稿に当たりましては、審査が必要か否かについて以下に示す説明文を参照のうえ、「指針確認用紙」に記載して、原稿と共に提出してください。

●倫理審査委員会に申請して審査を受ける必要があるか否かについて、以下に説明します。

この件については、厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」についてのQ&A Q1-3が参考になりますので、まず参照してください。

Q1-3 診療目的で収集したデータを診療の質向上のために検討した結果、学会等で研究発表する価値があるとして発表する場合、すでにデータは集計済みであるが、遡って研究計画書を作成して研究許可申請を行い、倫理審査委員会の審査を受ける必要があるか？

（回答）質問の例では、診療目的で収集されたデータを事後に検討を行った形ですので、レトロスペクティブな研究に該当すると考えられます。したがって、症例数や処理内容、公表の場合、公表対象といった観点で判断されることとなります。質問の件では、学会等公開の研究発表を意図していることから、単なる個別の症例を紹介する症例報告といった特殊な場合を除き、本指針の適用範囲と解され、臨床研究計画書の作成、倫理審査委員会の承認といった指針の該当規定の充足が必要であると考えられます。また、

小規模に（少数症例で）単純な集計を行っただけのデータを自施設内で報告するような場合には、本指針の適用外だと思われます。なお、個別の事例において判断に迷う場合には、本指針に該当するものと推定して対応することが適当だと考えられます。

●倫理審査が不要な臨床研究について示します。

1. 「人を対象とする医学系研究」に該当しない研究

傷病の予防、診断または治療を専ら目的とする医療、つまり、医療従事者が医療の中で自ら行ったものにおける患者の転帰や予後などについて、研究目的でない医療の一貫と見なす場合は、本指針でいう「研究」に該当しない。

具体的には、

- (1) たとえば慢性肝炎患者がいて、医師が自ら行った医療における患者の転帰予後について検討する場合
- (2) 以後の医療における参考とするため、診療録を見返し、または退院患者をフォローアップする場合
- (3) 他の医療従事者への情報共有を図るため、所属する機関内の症例検討会、機関外の医療従事者同士の勉強会や関係学会、医療従事者向け専門誌などで個別の症例を報告する場合。いわゆる症例報告である。

しかしながら、症例報告でも①研究目的で侵襲を伴うもの、②研究目的での介入が行われるもの、③個人が同定される可能性が高いもの、④ヒトゲノム、遺伝子解析が含まれている報告では倫理審査が必要となる。この点については特に注意が必要である。

- (4) 既存の医学的知見等について患者その他一般の理解の普及を図るため、出版物・広告物に掲載する場合、たとえば片頭痛の治療法について出版物として掲載する場合
- (5) 医療機関として自らの施設における医療評価のため、一定期間内の診療実績（受診者数、治療成績など）を集約し、所属する医療従事者に供覧し、または事業報告などに掲載する場合
- (6) 自らの施設において提供される医療の質の管理のため、施設内のデータを集積・検討する場合
2. 試料・情報のうち、次に挙げる物のみを用いる研究
- (1) すでに学術的な価値が定まり研究用として

広く利用され、かつ一般に入手可能な試料・情報

- (2) すでに匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものに限る）
- (3) すでに作成されている匿名加工情報または非識別加工情報

●倫理審査委員会で審査を受ける際に必要な資料等については、下記までお問い合わせください。

日本医師会 治験促進センター

[Eメールお問い合わせフォーム]<https://dbcentre2.jmacct.med.or.jp/faq/support.aspx>

[電話] 03-5319-3781(代表)/受付時間9:30～17:30（土・日・祝日は除く）

---

ご記入のうえ、原稿に添付して提出してください

## 指針確認用紙

文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいて、該当するにチェックを入れてください。

該当する倫理審査委員会の承認は必要としない研究である

承認が必要な研究で、審査委員の承認を得ている

※この場合は、当該施設の倫理審査委員会で承認済みであること、およびその承認番号と承認日を論文中の「方法」の項に記載してください。